

令和3年8月から 業務改善助成金が使いやすくなります



『業務改善助成金』は、設備投資により生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引き上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、業務改善助成金の内容を大幅に拡充します。
(③はコロナ禍により売上等が一定減少した事業主又は事業場内最低賃金900円未満の事業場に限り)

① 45円コースを新設

② 年度内に2回目の
申請が可能

③ 上限加算の対象人数
を10人まで拡大

対象者（事業場）

- ① 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内
- ② 事業場規模100人以下

支給要件

- ① 賃金引き上げ計画を策定し、**事業場内最低賃金を一定額以上引き上げる**こと
- ② 引き上げ後の賃金額を支払うこと
- ③ 生産性向上に役立つ**機器・設備などを導入**して業務改善を行い、その費用を支払うこと
- ④ 解雇、賃金引き下げ等の不交付事由がないこと
- ⑤ 10人以上の上限額区分を適用する場合のみ、ア又はイに該当すること
 - ア 賃金要件：**事業場内最低賃金900円未満**の事業場
 - イ 生産量要件：売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3か月間の月平均値が前年または前々年の同じ月に比べて、**30%以上減少**している事業者

助成額

最大 450 万円（上記⑤のア又はイに該当する場合 最大 600 万円）

コースにより異なるので、詳細は裏面を確認してください

助成率

	通常	生産性要件あり
事業場内最低賃金 900円未満	4 / 5	9 / 10
900円以上	3 / 4	4 / 5

※「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値を指します。

助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

助成対象

設備投資（機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練など）

※ PC、スマホ、タブレットの他、**貨物自動車**なども生産性向上の効果が認められる場合は対象
(⑤のイの生産量要件に該当し、引き上げ額30円以上の場合に限る)

各コース助成上限額

- ・ 45円コースを新設
- ・ 10人以上の上限区分を新設

引き上げる労働者数

	1人	2～3人	4～6人	7人以上	10人以上
20円コース (20円以上引き上げ)	20万円	30万円	50万円	70万円	80万円
30円コース (30円以上引き上げ)	30万円	50万円	70万円	100万円	120万円
45円コース (45円以上引き上げ)	45万円	70万円	100万円	150万円	180万円
60円コース (60円以上引き上げ)	60万円	90万円	150万円	230万円	300万円
90円コース (90円以上引き上げ)	90万円	150万円	270万円	450万円	600万円

活用事例

助成対象の例

設備投資

- ▶ POSレジシステム導入による在庫管理の短縮
- ▶ リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮
- ▶ 顧客・在庫・帳票管理システムの導入による業務の効率化

コンサルティング

- ▶ 専門家による業務フロー見直しによる顧客回転率の向上

その他

- ▶ 店舗改装による配膳時間の短縮 など

この他にも業務改善助成金の活用事例は厚生労働省HPに掲載しています。



手続きの流れ



申請期限

令和4年1月31日



【お問い合わせ】

令和3年8月10日より業務改善助成金コールセンターを開設します。

電話番号：03-6388-6155（受付時間 平日8:30～17:15）

【申請窓口】事業場がある地域の都道府県労働局雇用環境均等部(室)で受け付けています